

## I 計画策定の趣旨等

### 1 これまでの経過及び策定の趣旨

本市では、国際障害者年(昭和 56(1981)年)、「国連・障害者の十年」(昭和 58(1983)年から平成 4(1992)年)に対応し、障害のある方の福祉を推進するため、昭和 58(1983)年、「障害者福祉計画」を策定しました。以来、社会状況等の変化に対応するため新たな計画を策定し、障害のある方の福祉の総合的な推進に努めてまいりました。

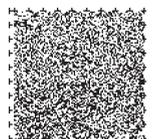
平成 10(1998)年 3 月には、それまでの身体障害のある方及び知的障害のある方に加え、精神障害のある方や、難病患者などの制度の谷間とされる方々を施策の対象に加え、障害の種別の枠を超えた視点に立ち、名称も、「障害者保健福祉計画」に改め、保健・福祉が一体となった施策推進を図ることといたしました。

平成 15(2003)年 3 月に障害福祉サービスの利用方法が措置制度から契約方式に変わりました。この「支援費制度」に対応するため、平成 15 年度から平成 19 年度までを期間とする障害者保健福祉計画を策定し、その円滑な導入を進めました。

平成 18(2006)年 4 月の障害者自立支援法の施行は、障害種別ごとに提供されてきた障害福祉サービスの一元化、施設や事業の再編など大きな制度改革となりましたが、それに対応するため、平成 23 年度までを計画期間とする「障害者保健福祉計画」と、自立支援法により新たに策定することとなった「障害福祉計画」を一体的なものとして策定し、また激変緩和措置を講じるなどの対応を進めました。

国においても特別対策等が導入され、新たな制度の定着に向けた措置が進められる中、平成 21(2009)年 3 月には「第 2 期障害福祉計画」を策定し、これらに対応してきました。

平成 21 年 12 月、国に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に向けた国内法整備や障害者自立支援法の廃止を前提とした新たな立法措置等、障害のある方に関する施策の総合的な検討が続けられて



います。

平成 23(2011)年 6 月に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「障害者虐待防止法」）が成立、平成 24(2012)年 10 月から施行されることとなっており、また、障害者基本法も大きく改正され、一部を除き、平成 23 年 8 月から施行されました。

障害者制度が大きく変化する過渡期である現在、改革の方向性を見据えながら、これまでの施策の達成状況等をふまえつつ、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復興を推進し、障害の有無にかかわらず誰もが安全に安心して生活できるまちの実現に向け、新たな「障害者保健福祉計画」及び「第 3 期障害福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

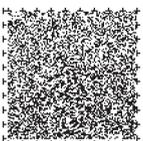
### (1) 障害者保健福祉計画と本市の各計画等との関係

「障害者保健福祉計画」は、平成 23 年 3 月に策定された「仙台市基本計画」及び震災からの早期復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定めた「仙台市震災復興計画」をふまえながら、「高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」、「すこやか子育てプラン 2010」、「いきいき市民健康プラン」等の本市の関連する計画と連携し、保健福祉をはじめとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

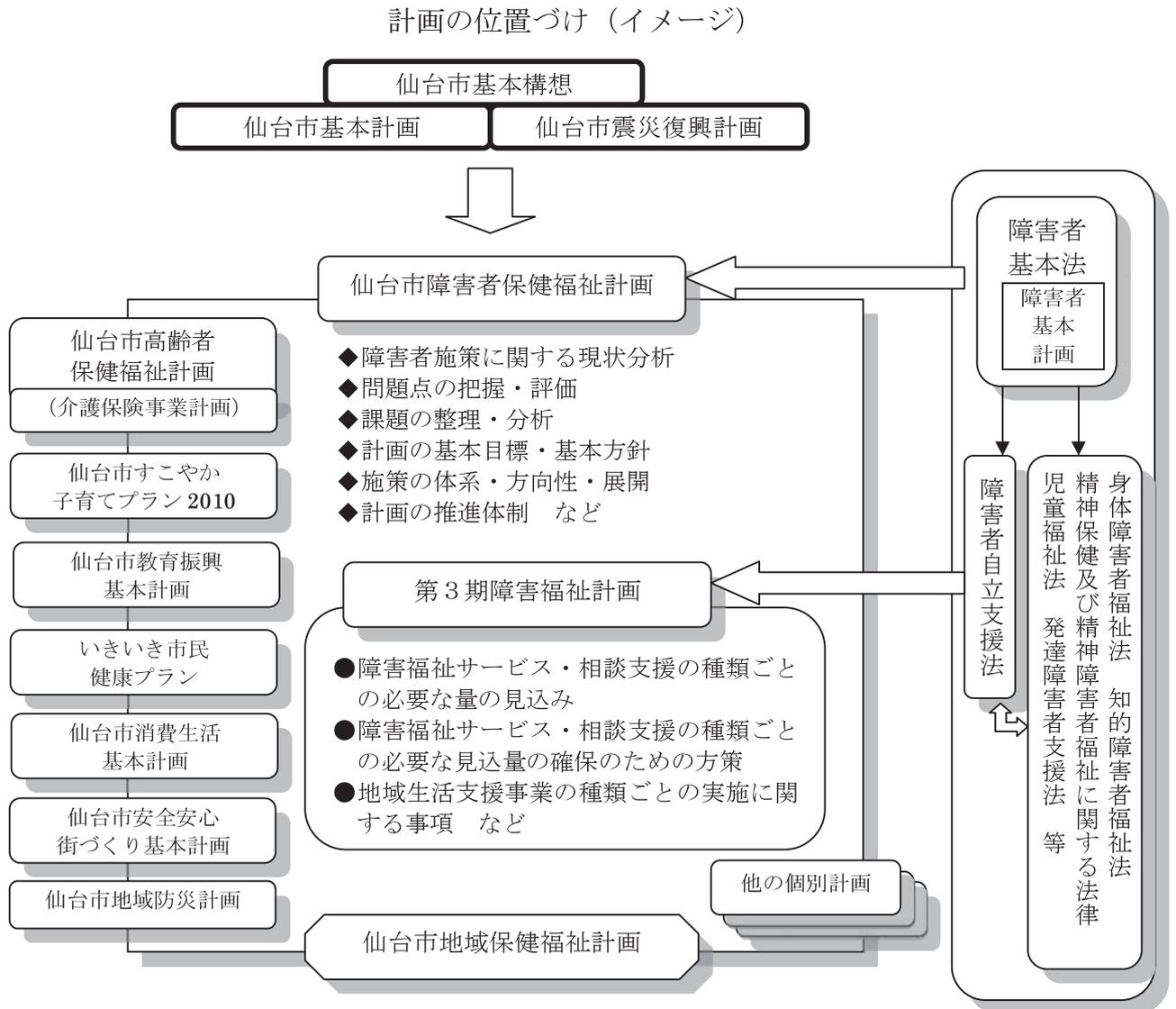
### (2) 法の位置づけ

障害者保健福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）として位置づけられます。

第 3 期障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として策定するとともに、障害者保健福祉計画の前期 3 年間



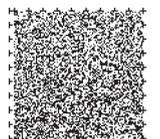
の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。



### 3 計画の範囲

本市の障害者保健福祉計画においては、これまでも、三障害(身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方)以外の障害者福祉制度の谷間にある方々も支援の対象として、施策を展開してきました。

障害者基本法の改正により、「障害者」の定義も広くなりましたが、本市の先駆的な取り組みを引き継ぎ、障害者基本法に定める「障害者」を計画の対象とし、その家族、取り巻く地域、そして社会全体も含め、障害のある方の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。



※障害者基本法の改正により、「障害者」とは、心身の機能に障害があり、障害と「社会的障壁」により、継続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある方と定義されました。「社会的障壁」とは、障害のある方が生活をしていくうえで、障壁となる事物や制度、慣行などその他一切のものとされています。

#### 4 計画期間

障害者保健福祉計画は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間（平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を前期、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を後期）とします。

第 3 期障害福祉計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。

平成 26 年度に次の「障害福祉計画」の策定とあわせて、障害者保健福祉計画の中間評価を行います。ただし、国の障害者制度改革の動向も含め、社会状況等の変化に対し、必要に応じて計画を見直します。

